

よくあるご質問7点 (1/2)

01

引当等の扱いは 一般担保^(注)でよいか？

(注) 客観的な処分可能性がある担保（不動産担保等）

✓ 「企業価値」は「一般担保」とは扱えない

(注) 「企業価値」は、将来見通し等の主観に大きく依存し、事業停止時には価値を見込むことが難しい
一方、企業価値担保権の目的財産の中に、一般担保の要件を満たす財産（不動産、債権等）があれば、その価値を、個別担保設定有無に関わらず、従来通り（一般担保と同様に）考慮可

02

引当等の扱いは 無担保と同じでよいか？

- ✓ 融資の損失可能性を適切に評価するという目的からは、**企業価値担保権付きの融資は無担保融資とは、以下の点で異なる**（無担保と同じ扱いは、合理的でない）
 - ▶ 他の債権者（無担保等）への優先等により、事業者との緊密な信頼関係を構築できる
 - ▶ 他の担保実行への異議等により、事業の継続を支えられる

03

株式担保^(注)で十分では？

(注) 借り手の株主（経営者等）の保有株式への担保設定

✓ 株式担保は、次の点で、企業価値担保権と異なる

- ▶ 株式は、借り手の財産ではなく、株主の財産
- ▶ 株式が把握している価値は、企業価値ではない（企業価値から総負債額を除いた株主価値を把握）

(注) 株式担保は、実行が容易である等の特徴があるため、M&Aファイナンス等で全資産担保と併用されている

(参考)

回収原資

倒産時の
担保付債権の価値

デフォルト時に
採り得る対応

他の債権者との関係

事業者による
詐害的財産処分

不動産担保

▶ 不動産 ▶ 融資時点でも見込みやすい

▶ 実行

▶ 無担保等に優先

▶ 担保権追及

無担保*

▶ 総財産 ▶ ゼロに近い

▶ 訴訟の提起

▶ 担保に劣後
▶ 他の無担保と按分

▶ 訴訟の提起

企業価値担保

▶ 総財産 ▶ 倒産時でないと予測困難

▶ 実行

▶ 無担保等に優先

▶ 処分無効

* 株式担保も、担保実行ができることを除き、基本的に無担保と同様

04

**事業者が、
複数の貸し手から借りたい
場合にも、対応できる？**

- ✓ **事業者のニーズに応じ、複数の貸し手から企業価値担保権付きで(同順位等で)借り入れることも可能**

(注) 基本的に1つの金融機関団(シンジケート)借入が想定されるが、仮に複数の貸し手から別々に借り入れる場合は以下の点に留意

- ▶ 新たな資金調達や経営改善支援等の調整に時間を要するほか、調整そのものが困難になるおそれ
- ▶ 複数の貸し手への対応に時間を取られ、経営判断の遅れや、営業等に割けるリソースの限定につながるおそれ

05

金融機関のメリットは？

(注)事業者のメリットは将来性に基づく借入れ

- ✓ **事業の将来性に基づく新たな融資機会等の増加**
- ✓ **信頼される「メインバンク」であれば、預金やその他の取引の機会も広がる可能性**

(注) 事業者は、いつでも、借り換えにより、企業価値担保権を消滅させること(メインバンク交代等)ができる(28条)ため、金融機関には、信頼される取組の継続が求められる

06

**金融機関は、
担保評価や信託のために
部門新設/外部委託が必要？**

- ✓ **部門新設/外部委託は不要**(支店の融資担当者が、融資契約に加え、信託契約も締結し、事業性の評価(×担保価値の算定)も行うことも当然に想定)
- ✓ **担保価値の算定は、融資時には不要**(あくまで実行手続前後で意識されるもの)

07

**金融機関は、何件、
取り組んでおくとよい？**

- ✓ **企業価値担保権の採否は、各金融機関の経営判断**
- ✓ **企業価値担保権の利用を検討される場合は、いつでも(既に一部の金融機関がされているように)気軽に金融庁に御相談いただきたい**